

00937

# 鳥取縣選舉委員會

## 選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十一號

公營による学校等の設備の使用につき申請者の納付すべき費用の額の基準（昭和二十三年九月六日全國選舉管理委員會規則第三十号）により、從前の費用の額を変更するもので、基準の範圍内の額に定めるものについては、衆議院議員選舉運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公營に関する規程（昭和二十一年九月五日鳥取縣選舉管理委員會規則第三号）第七條第一項後段の申請をまたず、これを承認したものと看做す。

昭和二十三年九月十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

昭和二十三年九月十日  
外金曜日